

第4 総括的意見

包括外部監査のテーマ「その2 スポーツの振興に関する事業及びスポーツ施設の管理・運営について」の監査結果は「第3 外部監査の結果報告（以下「各論」という。）」において個別に述べたところである。この監査結果の主要な項目と補足的意見を述べることにした。

主要な項目

1 スポーツ振興計画について

平成14年7月1日現在におけるスポーツ振興計画の進ちょく状況は、実施済又は実施中が26、一部実施又は着手2、検討・準備中10であり、具体的に計画書を作成して推進されたい。

2 実行委員会について

実行委員会はテーマその1、その2を通じて検討し、共通事項についてはその1において詳述している。

3 契約等について

京都市の出資団体以外の事業者との委託契約について、執行可能予算額に対する落札額の率が高く競争が行われた様子がうかがえない。とくに、平成12・13年度とも99%以上の率が46.9%もあることが注目される。

また、出資団体との委託契約は、地域体育館、市民スポーツ会館及び有料運動公園の運営費が、委託契約金額と決算書に表示された金額に大きな乖離が見られるので、委託契約の内容を精査するとともに委託契約に従って施設運営費の支出をする必要がある。

体育協会に対する体制補助のように、補助金に類似する委託料についても、その必要性を見直すべきである。

4 体育振興会運営事業

市民のボランティア組織とはいえ、京都市からの委託料、補助金も交付されているのであるから、事業費の執行に当たっては、適正な会計手続に準拠すべきであり、各区体振連合会の決算書の科目設定、表示を統一するとともに会計年度を明確にする必要がある。

また、一般会計、特別会計のいわゆる会計単位の区分についても、全市で統一されることが望ましいので、京都市と市・区体振連合会ですみやかに実施に向けて協議を進められたい。

5 財団法人京都市体育協会の経費支出について

継続雇用定着促進助成金を財源とする「業務連絡交通費」の支出については、財源があるからといって経費支出の妥当性があることにはならず、支出の目的が妥当であるか、また支給額及び支給方法に合理性があるかどうかである。

当該支出は、業務遂行上必要性がないと考えるので、見直しを検討されたい。業務連絡交通費が必要な場合は、旅費規程等を整備して実費弁償として対処すべきである。

補足的な意見

スポーツの振興に関する各論に対する補足的意見を述べる。

1 事業別収支について

スポーツ振興事業について、京都市の市民スポーツ振興課と京都市の出資団体である財団法人京都市体育協会との平成13年度委託契約でも分るように、事業別の委託契約の金額と、実際の事業別の決算額とに大きな乖離が見られる。(31～32頁参照)

また、五大都市体育大会は平成12年度決算額の委託料にシドニーパラリンピックの委託料550,000円が含まれているなど、委託契約における事業別区分及び委託料支出における事業区分が必ずしも明確ではない。事業別に区分することが事業の実態を正しく表すことにつながるため、事業別計算を実態のとおりに表示する必要がある。

2 財団法人京都市体育協会の事務については、平成13年度職員数140人のうち嘱託員64人という人員構成のなかで、京都市からの施設管理の受託事業の増大で的確な内部統制をどのように構築するかが重要な課題である。

平成14年度版「京都市の主な出資法人の概要」によれば、受託事業における施設管理の委託料の決算額は、平成11年度291,713千円、平成12年度321,311千円、平成13年度580,901千円であって平成14年度では倍増の1,049,873千円の予算額が計上されている。今ここで、民間人の登用も考慮に入れながら人事制度を中心に、組織の再構築をして、スケールメリットを生かした管理運営が必要である。

また、すでに各論で述べているが、スポーツ振興計画に示しているように市民、市民スポーツの組織、民間事業者、学識経験者、行政が一体となって取り組むための全市的な「市民スポーツ振興懇談会(仮称)」、地域ごとの「地域市民スポーツ推進会議(仮称)」を設置し、京都市体育振興会連合会と財団法人京都市体育協会のそれぞれの特質を生かして事業を推進することが求められる。